

別表十二(十二)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十二)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

資産の種類及び名称	1			合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・	・	・
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円
当期	特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4		
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3) - (4) - (6))と(24)のうち少ない金額)	5			
算入額	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6		
	計 (4)+(5)+(6)	7		
差引	特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8		
当期	積立額	9		
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10		
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11		
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12		
	当期の月数 60又は72	13	—	—
	(11) × (13)	14	円	円
積立限度額	積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15		
	積立限度超過額 (9) - (15)	16		円
期末	特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17		
貸借対照表	「9」欄	△特別修繕準備金	18	

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の58第1項」※1又は「第68条の58第9項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10379」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額（「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

積立期間の終了する翌日から2年を経度終了日の日の特別修繕準備金の金額						
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24					

平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平	・	・	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31	円
	同上との日における特別修繕準備金の金額	26			円		当期益金算入額 (30)	32	
	当期の月数 120	27	—				期末特別修繕準備金の金額 (31) - (32)	33	
	10年均等取崩金額 (26) × (27)	28		円		貸借対照表に計上されている特別修繕準備金 (34)	34		
	同上以外の場合による益金算入額	29				差引 (34) - (33)	35		
	当期益金算入額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額)	30				当期	当期積立額	36	
						貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - (34) - 前期の(34)))	37		
						計 (36) + (37)	38		
						前期末における差額 (前期の(35))	39		